

頑張るアーティスト応援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1 この要綱は、新型コロナウイルス感染拡大防止のための文化イベントの自粛に伴い、発表機会を喪失した長野県ゆかりのアーティスト又は団体が、オンライン上で鑑賞可能な創作活動を発表するために要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて、補助金等交付規則（昭和34年長野県規則第9号。以下「規則」という。）に定めのあるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2 この要綱において、次に掲げる用語の定義は、それぞれ次に定めるところによる。

- (1) 「長野県ゆかりのアーティスト又は団体」とは、居住地（所在地）が長野県内にあるアーティスト（団体）のほか、長野県内において一定の活動拠点・活動実績のあるアーティスト（団体）をいう。
- (2) 「創作活動」とは、別に定める文化芸術の創作表現に係る活動をいう。
- (3) 事業の種類のうち「テーマ型」は、別に定めるテーマを表現する創作活動であり、一定の水準を満たすと認められるものをいう。
- (4) 事業の種類のうち「自由型」は、幅広い年齢層を対象とし、不特定多数の者の在宅等における文化芸術の鑑賞機会に資する創作活動をいう。

(事業の実施主体)

第3 この補助金の対象となる事業の実施主体は、長野県ゆかりのアーティスト又は団体であつて、知事が適当と認めた者（以下「実施主体」という。）とする。

(経費及び補助額)

第4 第1に規定する補助金の交付の対象となる経費及び補助額は、別表に掲げるとおりとする。

(事業計画書の提出等)

第5 実施主体は、規則第3条の規定による申請書の提出に先立ち、別に定める日までに、頑張るアーティスト応援事業補助金事業計画書（様式第1号）を知事に提出しなければならない。

- 2 知事は、第1項の書類の提出があつた場合において、頑張るアーティスト応援事業補助金を交付することが適当と認めるときは、補助金の交付の内示を行うものとする。

(交付申請書)

第6 規則第3条に規定する申請書は、頑張るアーティスト応援事業補助金交付申請書（様式第2号）によるものとし、別に定める日までに知事に提出しなければならない。

(補助金交付の条件)

第7 知事は、第6の規定による交付申請書の提出があつたときは、その内容を審査し、適当と認められるときは、補助金の交付決定を行い、申請者に通知するものとする。

なお、交付決定をするにあたり、補助金の交付の目的を達成するため、次の条件を付すものとする。

- (1) 補助事業に要する経費の変更（事業費の額の 20 パーセント以内の変更を除く。）又は事業内容の変更（軽微な変更を除く。）をしようとするときは、速やかに知事に申請して、その承認を受けなければならない。
 - (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合は、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。
 - (3) 補助事業が予定の期間内に完了しないとき（遂行が困難になったときを含む。）は、速やかに知事に申請し、その承認を受けなければならない。
 - (4) 補助事業に係る帳簿及び証拠書類は、補助事業が完了した日の属する年度の翌年度から起算して 5 年間保管しなければならない。
- 2 前項に掲げるもののほか、補助事業の遂行につき特に必要と認められる事項について、条件を付すことがある。

（変更承認申請書等）

第 8 第 7 の規定による承認の申請は、次に掲げる区分に従い、それぞれ次に定める書類を知事に提出して行うものとする。

- (1) 補助事業に要する経費又は事業内容を変更しようとするとき
頑張るアーティスト応援事業補助金事業変更承認申請書（様式第 3 号）
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止しようとするとき
頑張るアーティスト応援事業補助金事業中止（廃止）承認申請書（様式第 4 号）
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了しないとき
頑張るアーティスト応援事業補助金事業完了期限延長承認申請書（様式第 5 号）

（実績報告書）

第 9 規則第 12 条第 1 項に規定する実績報告書は、頑張るアーティスト応援事業補助金事業実績報告書（様式第 6 号）によるものとする。

- 2 前項の書類の提出期限は、補助事業が完了した日から起算して 30 日を経過した日又は補助金の交付決定があった日の属する年度の翌年度の 4 月 10 日のいずれか早い日とする。
- 3 前 2 項の規定は、規則第 14 条第 2 項の規定による是正措置がなされて報告する場合に準用する。

（交付請求）

第 10 実施主体が補助金の交付（概算払を含む。）を請求しようとするときは、頑張るアーティスト応援事業補助金交付請求書（様式第 7 号）を知事に提出するものとする。

（雑則）

第 11 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、知事が別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、令和 2 年 5 月 11 日から施行し、令和 2 年度の補助金から適用する。

別表（第4関係）

対象経費	事業の種類	補助額
長野県ゆかりのアーティスト又は団体が、オンライン上で鑑賞可能な創作活動を発表するために要する経費	テーマ型	定額 創作活動に従事する者の数に100千円を乗じて得た額。ただし、1作品につき500千円を上限とする。
	自由型	定額 創作活動に従事する者の数に50千円を乗じて得た額。ただし、1作品につき200千円を上限とする。